

## [資料]

# 明朝の立法・刑罰・裁判

佐 立 治 人

目	次
はじめに	
第一節	立 法
第二節	刑 罰
第三節	裁 判
参 考 文 献	

### はじめに

本稿を公表する事情については、本誌第64巻第1号に掲載していただいた「宋朝の立法・刑罰・裁判」の「はじめに」に記してある。末尾に掲げた参考文献は、本稿の執筆に利用したものだけに限った。

### 第一節 立 法

#### 呉元年の律令

後に明の太祖となる朱元璋（しゅ・げんしょう、1328～1398）は、元の至正二十四年（1364）、応天府（現在の江蘇省南京市）で自ら呉王の位に即いた。至正二十七年（1367）、建元して呉元年とした。その年の十月十一日、律令の編纂を命じた。李善長（り・ぜんちょう、1314～1390）を律令総裁官とし、揚憲（よう・けん、？～1370）・劉基（りゅう・き、1311～1375）・陶安（とう・あん、1315～1371）ら二十数名を議律官とした。朱元璋自らも、条文作成の議論に加わった。十二月二日に完成し、頒行が命じられた。

律は、唐律を増損して編纂し、吏律十八条・戸律六十三条・礼律十四条・兵律三十二条・刑律一百五十条・工律八条の計六篇二百八十五条から成っていた。令は、吏令二十条・戸令二十四条・礼令十七条・兵令十一条・刑令七十一条・工令二条の計六篇一百四十五条から成っていた。

呉元年の律令が、吏戸礼兵刑工の名を持つ六篇に分けられているのは、『元典章』や『経世大典』からの影響と考えられる（内藤乾吉説）。また、律に名例律の篇がなく、刑令の中に、名例律に当たる条文が多く含まれているが、これは『大元通制』からの影響と考えられる（同上説）。

呉元年の律は現存しないが、令は『大明令』（後述）の名で、現在に伝わっている。

### 『律令直解』

朱元璋は、呉元年の律令の条文の意味を、庶民が十分に理解できないために、誤って刑罰に陥ることを心配した。そこで、議律官の一人である周禎（しゅう・てい、生歿年不詳）らに命じて、律令の中から、庶民に関わりがある条文を選び出して、その条文の意味をわかりやすく解説した書物を編集させた。この書物は『律令直解』と名づけられた。『律令直解』は、呉元年十二月十六日に、朱元璋に進上され、頒布が命じられた。

『律令直解』は現存しない。明の洪武二十八年（1395）に朝鮮で刊行された『大明律直解』と呼ばれる書物は、明の洪武二十二年律（後述）を、吏読（り）と。朝鮮語の漢字表記）を用いて解釈したものであり（花村美樹説）、『律令直解』とは別の書物である。

### 『大明令』

洪武元年（1368）正月四日、朱元璋は皇帝の位に即き、国号を明と定め、洪武と建元した。以下、朱元璋を太祖と呼ぶ。同月十八日、呉元年の律令を「大明律令」と名づけて頒行した。『大明令』は現在も完存するので、その内容をすべて知ることができる。ただし、明代のいつ頃に削除された条文があった可能性がある（内藤乾吉説）。この令の条文は、元朝の『通制条格』や『元典章』の規定と類似しているものが多い（佐藤邦憲説）。『大明令』は、明代を通じて現行法であったが、新しく立てられた諸法律が優先して適用される部分が多くなり、明朝の最後まで適用された部分は少なかった（内藤乾吉・佐藤邦憲説）。

なお、江戸時代の日本で、豊後の人、大蔵永綏（おおくら・ながやす、生歿年不詳）が、『大明令』を校訂して、延享四年（1747）、『明令』と題して出版した。

### 洪武七年の律

洪武六年（1373）閏十一月、太祖は、刑部尚書の劉惟謙（りゅう・いけん、生歿年不詳）に命じて、『大明律』を編集し直させた。一篇が奏上されるごとに、太祖はそれを

宮殿の東西の廊下の壁に掲げさせ、自ら修正を加えた。翌七年（1374）二月に完成した。全三十卷六百六条であった。

篇目は唐律と同じであったが、名例律が最後に置かれていた。呉元年の律から採用された条文が二百八十八条、令の条文を律の条文に改めたものが三十六条、唐律から採用された条文が百二十三条含まれていた。

この律は現存しない。

### 洪武九年の律

『明太祖実録』卷一一〇、洪武九年（1376）十月辛酉条に、太祖が律の改定を命じ、十三条が改正され、四百四十六条がもとのままとされた（原文。釐正者、凡十有三条。余如故。凡四百四十六条。読み方は滋賀秀三説に従った。）、と記されている。この記事を文字通りに受け取るならば、洪武九年の律の条数が四百五十九条であったのみならず、洪武七年の律と九年の律との中間に、記録に残っていない律が存在し、その律の条数も四百五十九条であったことになる（滋賀秀三説）。

洪武十九年（1386）の自序がある、何広（か・こう、生歿年不詳。洪武初に江西省広信府上饒県令に任じられた。『同治上海県志』卷十八）が著した明律注釈書『律解辯疑』に掲げられている律文は、洪武九年の律を増訂して洪武十八九年時に行用されていた律の条文である（黄彰健説）。『律解辯疑』が注釈する律は、篇目も条文数も、次項に掲げる洪武二十二年律のそれと全く同じである。

### 洪武二十二年の律

洪武二十二年（1389）八月、律が改定された。これより先、刑部が、近年、律条の増損が一度ならず行われ、裁判官が条文の変更を知り尽くすことができず、不当な判決が下されることがあるようになった、と上奏した。そこで太祖は、翰林院の官と刑部の官とに命じて、近年ふやした律条を分類して、もとの律に付け加えさせたのである。

もとの律では、名例律は断獄律の後、即ち全体の最後に置かれていたが、洪武二十二年の律では先頭に置かれた（『明太祖実録』卷一九七、洪武二十二年八月戊午条）。この律は、全三十卷四百六十条、名例一卷・吏律二卷・戸律七卷・礼律二卷・兵律五卷・刑律十一卷・工律二卷から成っていた。名例一卷は四十七条あり、吏律二卷の内訳は、職制十五条・公式十八条、戸律七卷の内訳は、戸役十五条・田宅十一条・婚姻十八条・倉庫二十四条・課程十九条・銭債三条・市廛五条、礼律二卷の内訳は、祭祀六条・儀制二

十条、兵律五巻の内訳は、宮衛十九条・軍政二十条・関津七条・廐牧十一条・郵駅十八条、刑律十一巻の内訳は、盗賊二十八条・人命二十条・鬪殴二十二条・罵詈八条・訴訟十二条・受贓十一条・詐偽十二条・犯姦十条・雑犯十一条・捕亡八条・断獄二十九条、工律二巻の内訳は、营造九条・河防四条であった。

洪武二十八年（1395）に朝鮮で刊行された『大明律直解』（前出）に掲げられている律文は、洪武二十二年律の条文である（花村美樹・黄彰健説）。

### 洪武三十年の律

今日、ただ「明律」と言えば、洪武三十年（1397）五月に頒行された律を指す。この律は、巻数、条文総数、篇目、各篇の条文数、どれを取っても、洪武二十二年の律と同じである。唯一、洪武二十二年律の刑律の「盗賊」篇が、洪武三十年律では「賊盜」篇となっている点だけが異なる。条文の内容は、異なる点が少しある。

### 条 例

行政上の問題や裁判上の問題について、六部（吏・戸・礼・兵・刑・工部）や都察院・大理寺から皇帝に奉られた意見書の内容に対して、皇帝が許可を与えると、皇帝の許可命令つきの意見書は、「条例」または「事例」と呼ばれ、以後の行政や裁判の準則として用いられた。

「条例」の実際の姿は、『皇明条法事類纂』という書物で見ることができる。この書物には、第九代憲宗（在位1464～1487）の天順八年（1464）から第十代孝宗（在位1487～1505）の弘治七年（1494）までの条例が千二百件余り収録されている。『皇明条法事類纂』は、序文が偽作であり（仁井田陞説）、成立の事情が明らかではないが、中身は本物であるとされている。

### 問刑条例

条例のうち、裁判で量刑基準として用いられる条例は、第二代建文帝（在位1398～1402）から第九代憲宗の時までは、各皇帝が即位の詔で、「今後は大明律だけに依拠して裁判して下さい。」と命じることによって、前代の条例の使用が禁止されていた（黄彰健説）。

第十代孝宗の弘治十一年（1498）十二月、帝は、裁判で量刑基準として用いる条例の数が多すぎるので、今後も用いるべき条例を選び出すよう三法司（刑部・都察院・大理

寺)に命じた。弘治十三年(1500)二月、三法司は、長く用いるべき条例を選定し、条文の形に直して奏上した。帝が三法司に命じて、六部の尚書・侍郎とともに再議させたところ、二百七十九条の条例を天下に通行させるよう上申してきた。三月、帝はこれを許可した。この条例は「問刑条例」と呼ばれる。現存する弘治十三年の「問刑条例」は、なぜか二百八十一条ある。

第十二代世宗(在位1521~1566)の嘉靖二十九年(1550)十二月、三百七十六条に増補された「問刑条例」が帝に進呈され、帝はその刊行を命じた。この「問刑条例」の内訳は、名例律に附された条例が九十条、吏律に附された条例が三十三条、戸律に附された条例が六十五条、礼律に附された条例が九条、兵律に附された条例が五十一条、刑律に附された条例が百二十一条、工律に附された条例が七条である。嘉靖三十四年(1555)二月、九条の条例が「問刑条例」に加えられた。

第十四代神宗(在位1572~1620)の万曆十三年(1585)四月、刪改された「問刑条例」が帝にたてまつられ、帝はその刊行を命じた。この「問刑条例」は、計三百八十二条で、そのうち百九十一条がもとのままであった。律の各条文の後に、その条文に関係する条例を附置する形に編集され、同年九月、『大明律附例』の名で刊行された。

### 江戸時代の日本での明律研究

紀伊の和歌山藩の第二代藩主徳川光貞(とくがわ・みつさだ、在位1686~1698)は、元禄三年(1690)、藩の儒官の榊原篁洲(さかきばら・こうしゅう、1656~1706)に、明律及び問刑条例を注釈するよう命じた。篁洲は、元禄七年(1694)、『大明律例諺解』三十巻を完成させた(松下忠説)。この書物は、我が国の明律研究の出発点となった(高塩博説)。

徳川光貞の子で和歌山藩第五代藩主の徳川吉宗(とくがわ・よしむね、在位1705~1716)は、若い頃から明律が好きで、朝晩、読んでいた(室鳩巢『兼山秘策』第六冊。大庭脩説)。吉宗は、江戸幕府第八代将軍になると(在位1716~1745)、享保五年(1720)、和歌山藩医の高瀬喜朴(たかせ・きぼく、1668~1749)に、明律及び問刑条例を和訳するよう命じた(小早川欣吾説)。喜朴は同年中に『大明律例訳義』十四巻を完成させた。吉宗はまた、寄合儒者の荻生北溪(おぎゅう・ほっけい、1673~1754)に対して、彼が訓点を附した明律及び問刑条例を刊行することを許可した。これは、享保八年(1723)、『官准刊行・明律』と題して刊行された。北溪の兄の荻生徂徠(おぎゅう・そらい、1666~1728)は、明律及び問刑条例の注釈書である『明律国字解』を著した。

また、加賀の金沢藩の五代藩主前田綱紀（まえだ・つなのり、在位1645～1723）は、中国で刊行された明律の注釈書を収集し、自ら『大明律諸書私考』二巻を編んだ（近藤磐雄『加賀松雲公』）。これは、明律関係の書物を収集する過程で実見した書物から抜き書きし、儒臣から受けた報告を記録したノートである（大庭脩説）。

#### 明律と江戸時代の日本の藩法

江戸時代のいくつかの藩法は、明律を参考にして作られた。宝暦十一年（1761）に完成した肥後熊本藩の『刑法草書』、天明四年（1784）に成った越後新発田藩の『新律』、寛政二年（1790）に成った陸奥会津藩の『刑則』、寛政九年（1797）に成った陸奥弘前藩の『御刑法牒』、享和・文化年間（1801～1818）に定められた紀伊和歌山藩の『国律』、文久元年（1861）に成った土佐高知藩の『海南律例』がそれぞれである（小早川欣吾・高塩博説）。また、天保二年（1831）に制定された伊予宇和島藩の『刑罰掟』では、明律を補充法として用いることが明記されていた（高塩博説）。

#### 大明会典

弘治十年（1497）三月、孝宗は、太祖以来の諸制度を、関係する官職の下に分類して集成する『大明会典』の編纂を命じた。「会典」という名称は、唐の『六典』と唐宋の『会要』とから合成したらしい。弘治十五年（1502）十二月、全百八十巻が完成し、孝宗はその刊行を命じたが、結局、孝宗の在位中には刊行されなかった。

第十一代武宗（在位1505～1521）は、正徳四年（1509）、『大明会典』の校正を命じ、同年十二月に作業が終わり、六年（1511）四月、校正された『大明会典』が刊行された。これが現存する弘治の『大明会典』である。この『大明会典』の中に取り込まれた法源は、太祖の時に編纂された『諸司職掌』『皇明祖訓』『大誥』『大明令』『大明集礼』『教民榜文』『大明律』等の諸書の他、弘治十三年の「閏刑条例」及び各官府に保管されていた、国初から弘治十五年秋までの「事例」である。「事例」は、文章を簡潔に条文化した上で収録されている。

世宗の時に、弘治十五年から嘉靖二十八年（1549）までに定められた事例が増補されたが、頒行には至らなかった。

第十四代神宗は、万暦四年（1576）六月、『大明会典』の改訂増補を命じた。弘治の『大明会典』及び嘉靖の増補部分を校訂し、万暦十三年（1585）までの事例を増補した。弘治の『大明会典』では、本文に『諸司職掌』『大明令』等の引用書の名が明記されて

いたのを、「洪武二十六年定」「洪武元年令」という風に、それらが定められた年で表記することに改めた。万暦十五年（1587）二月、全二百二十八巻が完成し、同年に刊行された。これが現存する万暦の『大明会典』である。

## 第二節 刑 罰

### 洪武三十年律の刑罰体系

現存する洪武三十年頒行の『大明律』の「名例律」五刑条に定められている刑罰体系は以下の通りである。

笞刑五	一十	贖銅錢六百文
	二十	贖銅錢一貫二百文
	三十	贖銅錢一貫八百文
	四十	贖銅錢二貫四百文
	五十	贖銅錢三貫
杖刑五	六十	贖銅錢三貫六百文
	七十	贖銅錢四貫二百文
	八十	贖銅錢四貫八百文
	九十	贖銅錢五貫四百文
	一百	贖銅錢六貫
徒刑五	一年杖六十	贖銅錢一十二貫
	一年半杖七十	贖銅錢一十五貫
	二年杖八十	贖銅錢一十八貫
	二年半杖九十	贖銅錢二十一貫
	三年杖一百	贖銅錢二十四貫
流刑三	二千里杖一百	贖銅錢三十貫
	二千五百里杖一百	贖銅錢三十三貫
	三千里杖一百	贖銅錢三十六貫
死刑二	絞・斬	贖銅錢四十二貫

以上の「五刑」のほか、洪武三十年律には、軍官・軍人の犯罪者に対する「充軍」、祖父母・父母を殺した者や謀反者に対する「凌遲処死」、盗罪を犯した者に対する「刺字」、賄賂の取り次ぎをした者に対する「遷徙」の刑が定められている。

### 洪武三十年の贖罪条例

太祖は、洪武三十年に完成した『大明律』に寄せた序文の中で、「これまで年々定められてきた一切の単行法令（原文。榜文禁例）は、盡く廃止します。今後は、裁判官はただ律と『大誥』（後述）とのみに依拠して議罪して下さい。「雑犯死罪」（後述）ならびに徒・流・遷徙・笞・杖の刑は、悉く、今定めた「贖罪条例」に照して判決して下さい。」と命じた。

この「贖罪条例」の内容は、官吏が笞杖罪を犯したときは、その事実を成績簿に記入するとどめ、徒流遷徙の罪を犯したときは、俸給で刑を贖わせ、三回、徒流遷徙の罪を犯したときは、律の規定の通りに刑を科し、「雑犯死罪」を犯したときは、自ら車牛を準備して、定められた量の米を辺境に運び、本人はその地で軍隊に配属される、民が徒流遷徙の罪を犯したときは、徴発して遞運水夫に充てる、というものである（『明太祖実録』巻二五三、洪武三十年五月甲寅条）。

### 「雑犯死罪」と「真犯死罪」

「雑犯死罪」は、「真犯死罪」に対する概念で、「真犯死罪」を犯した者は、律が定める通りに死刑に処し、贖刑が許されないのに対し、「雑犯死罪」を犯した者は、徒五年に換算して贖刑することが許される。どの死罪が「真犯死罪」に当たり、どの死罪が「雑犯死罪」に当たるのかは、律には定められておらず、『諸司職掌』刑部、「律誥該載」（洪武三十年律に附されていた。）、弘治十年（1497）奏定「真犯雑犯死罪」の三者に定められていた（黄彰健説）。

荻生徂徠『明律国字解』は、「真犯死罪と云は、律の文に載たる斬・絞罪を云なり、雑犯死罪は、律に何の罪に准ず、与同罪とあるるいなり。」と説明するが、誤解である。

### 『大誥』による減罪一等

太祖は、官民が元代の悪習に染まり、中国古来の道徳が失われていることを憂え、悪事を行った官民を処刑した実例を混じえながら、官民を訓戒する文章を七十四条、自ら執筆し、洪武十八年（1385）十月、『大誥』と名づけて天下に頒示した。「大誥」という名は『書経』の篇名から取ったものである。『大誥』の最後に置かれている第七十四条「頒行大誥」には、「朕はこの誥を出だし、昭らかに禍福を示しました。一切の官民らは、戸ごとにこの一本をもちなさい。もし笞杖徒流の罪名を犯したときは、つねに一等を減じます。もっていない者はつねに一等を加えます。あらゆる臣民はこの『大誥』を

熟観して戒めとしなさい。」と宣言されている。

太祖は、さらに、『大誥統編』八十七条、『大誥三編』四十三条を執筆し、それぞれ洪武十九年（1386）三月、同年十二月に天下に頒示した。そして、洪武二十年（1387）閏六月、民間の子弟が農閑期に三編の『大誥』を講読するよう命じ、洪武二十四年（1391）十一月、天下の学校の生員が『大誥』と律とを読むよう命じた。また、軍官を訓戒するために『大誥武臣』三十二条を執筆して、洪武二十年十二月に頒示した。

洪武二十八年（1395）、太祖は、裁判官が『大誥』を引用して刑罰を一等減じることを更めて許可した（『弘治大明会典』卷一三二）。しかし、いつのまにか、罪人が『大誥』を持っているかいないかに関係なく、裁判官は形式的に「大誥有り、一等を減ず。」と判決文に付け加えて、刑罰を減じるならわしになってしまった。

#### 天順五年の贖罪則例

第八代英宗（在位1457～1464）の天順五年（1461）十月、都察院右都御史の李賓（り・ひん、1416～1485）が次のように上言した。「法司が言い渡す贖刑は、軽重が不公平です。たとえば杖一百徒三年の贖刑ですと、運磚三千箇は銀価三十余両です。運炭三千斤は銀価十余両です。運灰三万六千斤は銀価二十余両です。罪が同じであるのに費用が異なります。刑官がこれを利用して私計をなす余地があります。現在の物価を基準にして、それぞれの贖刑の額を公平に定めましょう。」

英宗が刑部・都察院・大理寺の三法司に審議させたところ、同年十二月に、三法司は「贖罪則例」を定めて上呈し、英宗はこれを許可した。この「贖罪則例」の内容は、辺境地域の民が笞杖罪を犯し、婦人が笞杖徒罪を犯したときは、罪の軽重に応じて鈔（紙幣）を納めさせる、もし官員及び財力がある（原文「有力」）民が雑犯死罪以下の罪を犯したときは、灰・磚（かわら）・碎磚・水和炭（れん炭）・石のいずれかを、罪の軽重に応じて調達させ、それらの材料を必要とする場所へ運ばせる、というものである。ここに定められた贖刑の額は、多少改められながらも明朝の最後まで維持されたので、表にして掲げておく。

#### 弘治問刑条例の贖罪規定

弘治十三年（1500）に編纂された「問刑条例」では、贖罪について次のように定められている。「軍人・一般人民のうち、明らかに財力がある（原文。審有力）者及び文武官吏は、笞・杖・徒・流・雑犯死罪のどの罪を犯した場合でも、運炭・運灰・運磚・納

天順五年の贖罪則例の表

	灰(単位 斤)	磚(単位 箇)	碎磚(単位 斤)	水和炭(単位 斤)	石(単位 斤)	鈔(単位 貫)
笞一十	1200	70	2800	200	1200	200
二十	1800	105	4200	300	1800	300
三十	2400	140	5600	400	2400	400
四十	3000	175	7000	500	3000	500
五十	3600	210	8400	600	3600	600
杖六十	4200	245	9800	700	4200	1450
七十	4800	280	11200	800	4800	1650
八十	5400	315	12600	900	5400	1850
九十	6000	350	14000	1000	6000	2050
一百	6600	385	15400	1100	6600	2250
徒一年	12000	600	24000	1700	12000	
一年半	18000	900	36000	2600	18000	
二年	24000	1200	48000	3500	24000	
二年半	30000	1500	60000	4400	30000	
三年	36000	1800	72000	5300	36000	
流二千里	42000	2100	84000	5900	42000	
二千五百里	48000	2400	96000	6500	48000	
三千里	54000	2700	108000	7100	54000	
雜犯二死 (絞・斬)	64200	3200	128000	9000	64200	

(『英宗実録』卷三三五に拠る。一斤は約600グラム。)

料(「料」は馬の飼料)・納米等のいずれかの方法で贖罪させる。もし、軍人・一般人民が明らかに財力がない(原文。審無力)ときは、笞杖罪は刑を執行し、徒・流・雜犯死罪は、いずれも、「做工」(工部に送って工作させる)「擺站」(駅遞の雜労働)「哨瞭」(辺境で見張りをする)のいずれかの労役に当てる。犯情が重い者は、「煎塩」「炒鉄」の労役を科する。これらの労役の期間は、死罪は五年、流罪は四年、徒罪は徒刑の年限と同じとする。』

このうち、贖罪する財力がない囚人に対して、笞杖罪は刑を執行し、雜犯死罪は五年、流罪は四年、徒罪は徒刑の年限と同じ期間の労役を科する、という規定は、正統元年(1436)八月の事例から引き継がれたものである(『英宗実録』卷六四)。

嘉靖問刑条例の贖罪規定

嘉靖二十九年（1550）に編纂された「問刑条例」では、前項に掲げた弘治問刑条例の規定が引き継がれているほか、贖罪について次のように定められている。「贖罪する囚犯は、「在京」の囚犯については既に「旧例」が存在するほか、「在外」の囚犯については、「審有力」と「<sup>すこし</sup>稍有力」との二種に分け、それぞれ、以前から行われている則例（原文。原行則例）に従って処断する。」このうち「在京」の「京」は北京を指し、南京を含まない。「在外」は、北京以外の地方を意味する。

この規定には「旧例」「原行則例」の内容が示されていないが、嘉靖三十六年（1557）に刊行された、雷夢麟（らい・むりん、生歿年不詳）の『読律瑣言』の巻末に附録されている「原行贖罪則例」の表から、これらの内容を知ることができる（黄彰健説）。この表を掲げておく。なお、『読律瑣言』は、明律及び嘉靖問刑条例の注釈書である。

原行贖罪則例の表

答一十	在京	做工1ヶ月 納米5斗 運灰1200斤 折銀1両8分 運磚70箇 折銀3錢 運水和炭200斤 折銀5錢 運石1200斤
	在外	有力 納米5斗 折穀7斗5升 折銀2錢5分 稍有力 納工価銀3錢
答二十	在京	做工1ヶ月15日 納米1石 運灰1800斤 折銀1両6錢2分 運磚105箇 折銀6錢 運炭300斤 折銀7錢5分 運石1800斤
	在外	有力 納米1石 折穀1石5斗 折銀5錢 稍有力 納工価銀4錢5分
答三十	在京	做工2ヶ月 納米1石5斗 運灰2400斤 折銀2両1錢6分 運磚140箇 折銀9錢 運炭400斤 折銀1両 運石2400斤
	在外	有力 納米1石5斗 折穀2石2斗5升 折銀7錢5分

関法 第67卷 第6号

		稍有力 納工価銀6錢
笞四十	在京	做工2ヶ月15日 納米2石 運灰3000斤 折銀2兩7錢 運磚175箇 折銀1兩2錢 運炭500斤 折銀1兩2錢5分 運石3000斤
	在外	有力 納米2石 折穀3石 折銀1兩 稍有力 納工価銀7錢5分
笞五十	在京	做工3ヶ月 納米2石5斗 運灰3600斤 折銀3兩2錢4分 運磚210箇 折銀1兩5錢 運炭600斤 折銀1兩5錢 運石3600斤
	在外	有力 納米2石5斗 折穀3石7斗5升 折銀1兩2錢5分 稍有力 納工価銀9錢
杖六十	在京	做工4ヶ月 納米6石 運灰4200斤 折銀3兩7錢8分 運磚245箇 折銀1兩8錢 運炭720斤 折銀1兩8錢 運石4200斤
	在外	有力 納米6石 折穀9石 折銀3兩 稍有力 納工価銀1兩2錢
杖七十	在京	做工4ヶ月15日 納米7石 運灰4800斤 折銀4兩3錢2分 運磚280箇 折銀2兩1錢 運炭820斤 折銀2兩5分 運石4800斤
	在外	有力 納米7石 折穀10石5斗 折銀3兩5錢 稍有力 納工価銀1兩3錢5分
杖八十	在京	做工5ヶ月 納米8石 運灰5400斤 折銀4兩8錢6分 運磚315箇 折銀2兩4錢 運炭920斤 折銀2兩3錢

明朝の立法・刑罰・裁判

	在外	運石5400斤 有力 納米8石 折穀12石 折銀4兩 稍有力 納工価銀1兩5錢
杖九十	在京	做工5ヶ月15日 納米9石 運灰6000斤 折銀5兩4錢 運磚350箇 折銀2兩7錢 運炭1020斤 折銀2兩5錢5分 運石6000斤
	在外	有力 納米9石 折穀13石5斗 折銀4兩5錢 稍有力 納工価銀1兩6錢5分
杖一百	在京	做工6ヶ月 納米10石 運灰6600斤 折銀5兩9錢4分 運磚385箇 折銀3兩 運炭1120斤 折銀2兩8錢 運石6600斤
	在外	有力 納米10石 折穀15石 折銀5兩 稍有力 納工価銀1兩8錢
徒一年	在京	納米15石 運灰12000斤 折銀10兩8錢 運磚600箇 折銀4兩 運炭1700斤 折銀4兩2錢5分 運石12000斤
	在外	有力 納米15石 折穀22石5斗 折銀7兩5錢 稍有力 納工価銀3兩6錢
徒一年半	在京	納米20石 運灰18000斤 折銀16兩2錢 運磚900箇 折銀6兩 運炭2600斤 折銀6兩5錢 運石18000斤
	在外	有力 納米20石 折穀30石 折銀10兩 稍有力 納工価銀5兩4錢
徒二年	在京	納米25石 運灰24000斤 折銀21兩6錢 運磚1200箇 折銀8兩 運炭3500斤 折銀8兩7錢5分 運石24000斤

関法 第67巻 第6号

	在外	有力 納米25石 折穀37石 5斗 折銀12兩 5錢 稍有力 納工価銀 7兩 2錢
徒二年半	在京	納米30石 運灰30000斤 折銀27兩 運磚1500箇 折銀10兩 運炭4400斤 折銀11兩 運石30000斤
	在外	有力 納米30石 折穀45石 折銀15兩 稍有力 納工価銀 9兩
徒三年	在京	納米35石 運灰36000斤 折銀32兩 4錢 運磚1800箇 折銀12兩 運炭5300斤 折銀13兩 2錢 5分 運石36000斤
	在外	有力 納米35石 折穀52石 5斗 折銀17兩 5錢 稍有力 納工価銀10兩 8錢
徒四年 (流罪)	在京	納米40石 運灰42000斤 折銀37兩 8錢 運磚2100箇 折銀14兩 運炭6200斤 折銀15兩 5錢 運石42000斤
	在外	有力 納米40石 折穀60石 折銀20兩 稍有力 納工価銀14兩 4錢
徒五年 (雜犯死罪)	在京	納米50石 運灰64200斤 折銀57兩 7錢 8分 運磚3200箇 折銀16兩 運炭9000斤 折銀22兩 5錢 運石64200斤
	在外	有力 納米50石 折穀75石 折銀25兩 稍有力 納工価銀18兩

(雷夢麟『読律瑣言』より。一斗は約17リットル、一升は約1.7リットル、一石は十斗。一兩は約37グラム、一錢は十分、約3.7グラム。)

万曆問刑条例の贖罪規定

万曆十三年(1585)に編纂された「問刑条例」では、前々項に掲げた弘治問刑条例の贖罪規定、及び前項に掲げた嘉靖問刑条例の贖罪規定が引き継がれている。贖罪の具体的内容は、『大明律附例』に掲げられた「納贖例図」に示されている。この内容を「原

## 明朝の立法・刑罰・裁判

行贖罪則例」の表と比べてみると、「做工」に折銀が許されていること、運灰・運甌・運炭の折銀の数値が違っていること、運石がなくなっていること、「在外有力」の「納米」の折穀の数値が違っており、折銀が許されなくなっていること、徒一年半から徒五年までに当たる運炭の数量が違っていること、徒四年・徒五年に当たる運灰・運甌の数量が違っていることの他は、両者の内容は同じである。

### 第三節 裁 判

#### 洪武初年の審級制度

『太祖実録』巻八十五に拠れば、洪武六年（1373）の時点で、笞五十までの罪は県が断決し、杖六十から杖八十までの罪は州が断決し、杖九十・一百の罪は府が断決し、徒以上の罪は、事実を確定した上で、一件書類を揃えて行中書省（行省または省と略称）に送る、という制度であったが、この年九月、府・州・県の獄囚は、軽い罪も重い罪も、ただちに律に依って断決し、上級官司に案件を移送しなくてもよいことに改められた。なお、「行中書省」の名称は、洪武九年（1376）六月に、「承宣布政使司」（「布政司」と略称）と改められたが、その後も「行省」「省」と通称されていた。

#### 『諸司職掌』の審級制度

洪武二十六年（1393）、太祖は吏部に対して、『唐六典』に倣って、各官司の職務内容を記す書物を編集するよう命じた。この書物は『諸司職掌』と名づけられた。『諸司職掌』の編集の任に当たったのは翟善（てき・ぜん、生歿年不詳）であった。

その『諸司職掌』の刑部の項には、裁判の審級制度について、次のように記されている。「各布政司の府州ならびに直隸の府州（六部に直属する、京師地域の府州）が、裁判を行って刑を当てるとき、笞杖罪であれば、判決を下した官司が刑罰を執行し、徒・流・遷徙・充軍・雜犯死罪であれば、一件書類を刑部に送り、刑部が審査して執行命令を下す。的決（実刑を執行すること）するべき絞・斬・凌遲処死罪であれば、刑部に一件書類を送り、刑部が詳議して、律の適用が妥当であれば、大理寺にその旨を伝えて覆審させる。大理寺が覆審して妥当であれば、もとの府州に命じて、罪人を監収して、執行の時期を待たせる。」

#### 十三清吏司

洪武二十三年（1390）、刑部に、河南・北平・山東・山西・陝西・浙江・江西・湖

広・広東・広西・四川・福建の十二部を設け、それぞれの名称に対応する各省の裁判を分掌させた。同二十九年（1396）、「部」を改めて「清吏司」とした。宣徳十年（1435）、河南・山東・山西・陝西・浙江・江西・湖広・広東・広西・四川・福建・雲南・貴州の十三清吏司とした。

### 『憲綱』の審級制度

太祖の時、官僚の不正を糾弾する監察官に関する制度を記した『憲綱』という書物が編纂された。第五代宣宗（在位1425～1435）は、これを修正増補させたが、頒行には至らず、第六代英宗（在位1435～1449）が、これに現行規則を加えさせて、正統四年（1439）十月、刊行を命じた。

この正統四年の『憲綱』では、裁判の審級制度について、次のように記されている。「各布政司に属する府州県ならびに直隸の府州県は、あらゆる罪因について、取り調べを行い、事実を明らかにする。杖罪以下は律に依って判決し、刑罰を執行する。徒流死罪は、判決原案を上司に送り、上司が審査する。直隸の府州県の案件は、刑部・監察御史が審査し、各布政司に属する府州県の案件は、按察司・分司が審査して、判決原案に対して異論が無ければ、徒流罪は刑罰を執行する。死罪は、判決原案を上奏して、皇帝の判断を仰ぐ。」

この中に出てくる「按察司」とは、「提刑按察使司」の略称で、各省に置かれ、省内の官吏の不正を糾し、裁判の公正を審査することを掌った。「分司」は、「按察分司」のことで、按察司の出張所である。洪武二十九年（1396）、全国を四十一道に分け、各道に一つずつ按察分司を置いた。

### 里の「老人」による裁判

洪武十四年（1381）、太祖は詔して、百十戸を一里とし、そのうち田地を多く所有する戸を十戸選んで、里長を出す戸とし、残りの百戸を十甲に分け、毎年、里長一人、甲首一人が各里甲を監督し、里長・甲首の役が十年で一周するよう定めた。そして、年代は不明であるが、各府州県に命じて、民間の、年齢が高く徳行がある者を選んで「耆宿」とし、里ごとに一人を置かせ、里中の是非を正させた。この「耆宿」は、洪武二十一年（1388）八月に廃止された。

各地方の人民が、些細なきっかけから、たやすく訴訟を起こし、中央官庁にまで上訴してくるのであるが、尋問したところ訴えの内容が事実ではなかった、ということが多

いので、洪武二十七年（1394）四月、太祖は、地方官司に、民間の高齢者の中から、公正で信頼できる人を選ばせて、その郷里の訴訟をその人に裁かせることと定めた。戸婚・田宅・鬪殴の訴訟は、里長・甲首と合同で断決させ、訴訟の内容が重罪に関係するときにはじめて、地方官司にその訴訟を裁かせたのである。この、里の裁判を行う公正な高齢者は「老人」と呼ばれた。「老人」には「教民榜」が支給され、「教民榜」の規定に従って裁判が行われた。「教民榜」は、洪武三十一年（1398）四月に再公布されたものが、「教民榜文」の名で、今に伝えられている。

### 「教民榜文」の規定

「教民榜文」は全部で四十一条の規定から成る。その十番目の条に、「郷里の中で、姦・盗・詐偽・人命の重事が生じたときは、当事者は、所属の地方官司に赴いて陳告することができる。」と規定されている。これを補足して、十一番目の条に、「姦・盗・詐偽・人命の重事であっても、十悪・強盗・殺人でなければ、被害者側がよく忍耐して、告官を願わず、被疑者も罪を認めているときは、「老人」の処で断決することをゆるす。」と規定されている。

### 六諭

洪武三十年（1397）九月、太祖は、郷里ごとに木鐸（銅製で、中に木舌を懸けた鈴）を一つずつ置き、郷里内で、高齢者あるいは盲人を選び、毎月六回、その人が鐸を持って、道路で次のように唱えるよう命じた。「父母に孝順なれ。長上を尊敬せよ。郷里と和睦せよ。子孫を教訓せよ。各々生理に安んぜよ。非為を作す母かれ。（原文。孝順父母。尊敬長上。和睦郷里。教訓子孫。各安生理。母作非為。）」この命令は、洪武三十一年の「教民榜文」に収載されている。

清朝の第三代世祖順治帝（在位1643～1661）は、順治九年（1652）二月、「孝順父母」以下の六言二十四字を、「六諭臥碑文」の名で天下に頒布した。この「六諭」に対して、范鋹（はん・こう、生歿年不詳）という人が、白話文で説明を加え、『六諭衍義』と題して刊行した（和田清説）。この『六諭衍義』は、琉球の人、程順則（てい・じゅんそく、1663～1734）が、一七〇八年（康熙四十七年、宝永五年）に清の福州（現在の福建省福州市）で重刻し、享保四年（1719）、その一冊が薩摩の島津家から幕府に献上された（東恩納寛惇説）。享保六年（1721）、將軍徳川吉宗は、室鳩巢（むろ・きゅうそう、1658～1734）に『六諭衍義』の和訳を命じ、荻生徂徠に同書に訓点を附けるよう命じた。

徂徠が訓点を附けた『六論衍義』は同年末に刊刻され、鳩巢の和訳本は、『六論衍義大意』と題され、翌七年（1722）に刊行された。

美濃の岩村藩は、文政十三年（1830）、『六論衍義大意』を板刻し、領内に頒布した。岩村藩出身の儒学者佐藤一斎（さとう・いっさい、1772～1859）に拠れば、城主が郷の父老に命じ、毎月朔日に村民を会して『六論衍義大意』を読諭させ、手習師匠に命じ、『大意』の臨本を写して児童に授けさせたので、三年の間に、領内の児童が、歌謡のようによくこれを諳誦した、という（東恩納寛惇説）。

### 『祥刑要覧』

美濃の岩村藩は、『六論衍義大意』を刊行した後、天保五年（1834）に、『祥刑要覧』という書物を板刻した。藩士の子弟に配布して学習させるためであった。『祥刑要覧』は、明の呉訥（ご・とつ、1372～1457）が、経書や史書などの中から、法律や裁判に関する文章を抜き出して編集した、裁判官のための参考書である。英宗の正統七年（1442）に成った。江戸時代初期には日本に伝わっていたらしく、元和年間（1615～1624）の刊本、寛永元年（1624）の刊本、寛永四年（1627）の刊本が現存する。岩村藩の天保五年刊本は、寛永四年刊本を改刻したものである。

### 『牧民心鑑』

洪武初年に寧津県（現在の山東省寧津県）の知県に任じられた朱逢吉（しゅ・ほうきつ、生歿年未詳）は、儒学の学校を創建し、民に対しては専ら徳化をめざした（『河間府志』巻十七）。湖広按察司僉事（僉事は按察司の属官）に昇任した後、罪を被って謫居している時に、生徒に教授する傍ら、『牧民心鑑』という書物を著した（『嘉興府図記』巻十六）。『牧民心鑑』は、地方官のために行政・裁判の心得を記したものである。永楽二年（1404）に書かれた序文を持つ本が、いつの頃に日本に伝わり、昌平坂学問所が寛政十一年（1799）に刊行し、嘉永五年（1852）に重刊した（小川和也説）。翌嘉永六年（1853）、『牧民心鑑解』『牧民心鑑訳解』という二種類の訳注書が刊行された（同上説）。

『牧民心鑑』は現代語訳（林秀一訳）も出ている。公務員や裁判官だけではなく、あらゆる社会人に今でも役立つアドバイスをたくさん含んでいる。

## 訟 師

『明律』刑律、訴訟、教唆詞訟条に、「詞訟を教唆し、及び人のために詞状を作って、情罪を増減し、人を誣告させた者は、犯人と同罪。(中略)愚かで冤を伸ばすことができない人を見て、教令して実を得させ、及び人のために詞状を書写して、罪に増減が無い者は、論ずるなかれ。」と定められている。つまり、明律の下では、正義が得られずに困っている紛争当事者を助けるために、訴訟を起こすことを勧め、訴訟で勝つためのアドバイスを与え、詞状(原告の「告状」と被告の「訴状」)を代筆することが許されていたのである。その結果、詞状を代筆し、訴訟で勝つ方法を教えることを生業とする人々が存在した。その人々は「訟師」と呼ばれた。

### 〈コラム〉

#### 訟師のアリバイ偽造

訟師の中には、依頼人を裁判で勝たせるためには何でもする、今で言う悪徳弁護士のような者も多数混じっていた。明末の徐復祚(じょ・ふくそ、生歿年不詳)という人が著した随筆集『花当閣叢談』卷三、朱応挙に、訟師が依頼人にアリバイを偽造させた、次のような話が記されている。

蘇州府の呉県(現在の江蘇省蘇州市)に朱応挙という富民がいた。郊外の陽山村に住んでいた。ある僧の田が応挙の土地と隣接していた。応挙は僧の田を買い取ろうとしたが、僧は売らなかった。ある日、応挙は、どうしても手に入れようとして、僧が帰ってくるのを待ち、無理やり契約書にサインさせようとした。僧が従わなかったので、樽の中に僧を座らせ、召使に乱打させたところ、たちどころに僧は死んでしまった。そこで、僧の弟子に賄賂を贈り、僧の屍を火葬して、沈黙させた。しかし村中に噂が広まり、村人は官司に訴えようとした。

応挙は恐れ、訟師の某のところへ行行って助けを求めた。訟師は「相手方が訴えるのを待つてはどうですか。もし、僧の弟子が訴えれば、相手方の内側からトリックを仕掛けることができます。」と言った。応挙は喜び、計略を尋ねた。訟師は「あなたは某月某日に県城へ赴いて、県学の三人の博士に頼んで、一緒に酒を飲んでもらって下さい。そして僧の弟子に賄賂を贈って、訴状の文章や口頭の証言で、すべて、朱は某月某日に我が師を毆殺した、と述べさせて下さい。三博士と飲んだ日を、僧が毆殺された日とさせるのです。そうすれば裁判官は必ず信じ、必ず僧の弟子に誣告の罪を当てるでしょう。弟子は賄賂を受け取っているわけですから、誣告の罪は当然、甘受するでしょう。」と

言った。応挙は訟師の言う通りにした。

裁判の場で応挙は「私は某日、県学の三博士を招いて、県城内で一緒に酒を飲みました。私の家は郊外の陽山に在ります。どうしてもう一人の応挙がいて、同じ日に家で僧を殴殺した、などということがあり得ましようか。県学の役人を喚問して下されば、すぐに証明できます。」と述べた。県知事が県学の役人を喚問したところ、確かにその日、三博士が朱と一緒に酒を飲んだ、と証言した。そこで県知事は、僧の弟子に誣告の罪を当てた。弟子は賄賂を受け取っていたので、くどくどと反論はしなかった。

後に、蘇州府の推官の袁可立（えん・かりゆう、生歿年不詳。『明史』卷二三四、馬経綸伝に拠れば、万曆二十三年（1595）に御史であった。）が覆審した時に、村人たちの証言を採用して、ようやく朱応挙に殴殺の罪を当てることができた。

### 科挙の「判語」試験

明朝では科挙を受験するためには、府・州・県学の入学試験に合格して、その生員とならなければならなかった。洪武十七年（1384）三月、太祖は礼部に命じて「科挙成式」を頒行させた。それには、郷試の第一場では、四書義三道・経義四道を試験する、第二場では、論一道・判語五条、詔・誥・章・表のうち一道を試験する、第三場では、経・史・時務策五道を試験する、会試も同様にする、と定められていた（『太祖実録』卷一六〇）。

「判語」の試験では、律の適用の仕方が問われたので、生員は律を熟読して試験に備える必要があった。律・条例の注釈書が民間の書店から出版されていたのは、科挙の受験生のこのような必要に応じるためでもあった。（以上、和田正廣説）

### 《参考文献》

#### 全体に関わるもの

梅原郁編『訳注中国近世刑法志（下）』（創文社、2003年）「訳注明史刑法志」

野口鐵郎編訳『訳註明史刑法志』風響社、2001年

懐效鋒点校『大明律』法律出版社、1999年

『皇明制書（上下巻）』（古典研究会、昭和四十一年・四十二年）「大明令」「大誥」

「諸司職掌」「教民榜文」「皇明祖訓」「大明律」「憲綱」「問刑条例」

沈家本『歴代刑法考（全四冊）』中華書局、1985年

黄彰健編著『明代律例彙編（上下冊）』中央研究院歴史語言研究所、中華民國八十三年

中央研究院歴史語言研究所校印『明実録』  
『正徳大明会典（1・2・3）』汲古書院，1989年  
『万暦大明会典』『統修四庫全書』所収

### 第一節 立法

内藤乾吉「大明令解説」『中国法制史考証』（有斐閣，昭和三十八年）所収  
花村美樹「大明律直解説」中枢院調査課編『校訂大明律直解』（朝鮮総督府中枢院，昭和十一年）所収  
佐藤邦憲「明律・明令と大誥および問刑条例」滋賀秀三編『中国法制史』（東京大学出版会，1994年）所収  
東洋史研究会叢刊第二『明令』昭和十二年  
滋賀秀三『中国法制史論集』（創文社，2003年）第一章第八節  
浅井虎夫『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』（汲古書院，昭和五十二年影印版）第十二章  
朝鮮総督府中枢院調査課編『李朝法典考』（第一書房，昭和五十二年復刻版）第二章第五節「明律の準用」  
黄彰健「律解辯疑・大明律直解及明律集解附例三書所載明律之比較研究」「明洪武永樂朝の榜文峻令」『明清史研究叢稿』（台湾商務印書館，中華民國六十六年）所収  
仁井田陞『（補訂）中国法制史研究——法と慣習・法と道德』（東京大学出版会，1991年）「法と慣習」第二部第六章・第十二章・第十三章  
楊一凡『洪武法律典籍考証』法律出版社，1992年  
加藤雄三「明代成化・弘治の律と例（一）（二）」『法学論叢』第一四二卷第三号・第一四三卷第六号（1997年・1998年）掲載  
『皇明条法事類纂（上下巻）』古典研究会，昭和四十一年  
松下忠『紀州の藩学』（鳳出版，昭和四十九年）第七章  
高塩博『日本律の基礎的研究』（汲古書院，昭和六十二年）第三篇第三章・第四章  
　　〃 「江戸時代享保期の明律研究とその影響」池田温・劉俊文編，日中文化交流史叢書2『法律制度』（大修館書店，1997年）所収  
大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』（同朋舎，昭和五十九年）本篇第三章  
大庭脩『江戸時代の日中秘話』（東方書店，1980年）第四章・第五章  
小早川欣吾「明律令の我近世法に及ぼせる影響」『東亜人文学報』第四卷第二号（昭和二十年）掲載

近藤磐雄編『加賀松雲公』（明治四十二年）中巻第二篇第三章第二節第五項  
徂徠物茂卿著，内田智雄・日原利國校訂『律例対照定本明律国字解』創文社，1966年  
高瀬喜朴著，小林宏・高塩博編『大明律例訳義』創文社，平成元年  
山根幸夫「明・清の会典」滋賀秀三編『中国法制史』（前掲）所収

## 第二節 刑罰

黄彰健「『大明律誥』考」『明清史研究叢稿』（前掲）所収  
雷夢麟撰，懷效鋒・李俊点校『読律瑣言』法律出版社，2000年  
宮澤知之「明代贖法の変遷」梅原郁編『前近代中国の刑罰』（京都大学人文科学研究  
所，平成八年）所収  
陶安「中国刑罰史における明代贖法——唐律的「贖刑」概念との比較——」『東洋史  
研究』第五十七巻第四号（平成十一年）掲載  
清水泰次「明初の民政」『東洋史研究』第十三巻第三号（昭和二十九年）掲載

## 第三節 裁判

小畑龍雄「明代郷村の教化と裁判——申明亭を中心として——」『東洋史研究』第十  
一卷第五・六号（昭和二十七年）掲載  
細野浩二「里老人と衆老人——『教民榜文』の理解に関連して——」『史学雑誌』第  
七十八編第七号（1969年）掲載  
中島楽章「明代中期の老人制と郷村裁判」『史滴』第15号（1994年）掲載  
    ◇ 「明代の訴訟制度と老人制——越訴問題と懲罰権をめぐって——」『中国  
    ——社会と文化』第十五号（平成十二年）掲載  
    ◇ 『明代郷村の紛争と秩序』汲古書院，2002年  
伊藤正彦「訳注『教民榜文』」『宋元郷村社会史論』（汲古書院，2010年）所収  
和田清「明の太祖の教育勅語に就いて」『白鳥博士還暦記念東洋史論叢』（岩波書店，  
大正十四年）所収  
東恩納寛惇「六論衍義伝」琉球新報社編『東恩納寛惇全集8』（第一書房，平成六年）  
所収  
曾我部静雄「明太祖六論の伝承について」『東洋史研究』第十二巻第四号（昭和二十  
八年）掲載  
佐立治人「呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（一）」『関西大学法学論集』第五  
十九巻第一号（2009年）掲載  
小川和也『牧民の思想』（平凡社，2008年）第六章  
林秀一訳『牧民心鑑』明德出版社，昭和四十八年  
川勝守「明末清初の訟師について——旧中国社会における無頼知識人の一形態——」

明朝の立法・刑罰・裁判

『九州大学東洋史論集』9（1981年）掲載

夫馬進「明清時代の訟師と訴訟制度」梅原郁編『中国近世の法制と社会』（京都大学人文科学研究所，平成五年）所収

- ＊ 「訟師秘本『蕭曹遺筆』の出現」『史林』第77巻第2号（1994年）掲載
- ＊ 「訟師秘本の世界」小野和子編『明末清初の社会と文化』（京都大学人文科学研究所，1996年）所収

谷井陽子「なぜ「冤抑」を訴えるのか——明代における告状の定型」夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』（京都大学学術出版会，2011年）所収

- ＊ 「明代裁判機構の内部統制」梅原郁編『前近代中国の刑罰』（前掲）所収
- ＊ 「明律運用の統一過程」『東洋史研究』第五十八巻第二号（平成十一年）掲載

佐立治人「旧中国の法律公開の方法について」『関西大学法学論集』第六十六巻第五・六号（2017年）掲載

- ＊ 「旧中国の訴訟アドバイザー「訟師」の合法性について」同上第六十七巻第五号（2018年）掲載

和田正廣「明代科挙制度の科目の特色——判語の導入をめぐる——」『法制史研究』43（法制史学会，平成六年）掲載

濱島敦俊「明代の判牘」滋賀秀三編『中国法制史』（前掲）所収